

南魚沼市 人権教育・啓発推進計画

計画期間：令和3年度～令和7年度の5年間

計画を進める体制を強化します

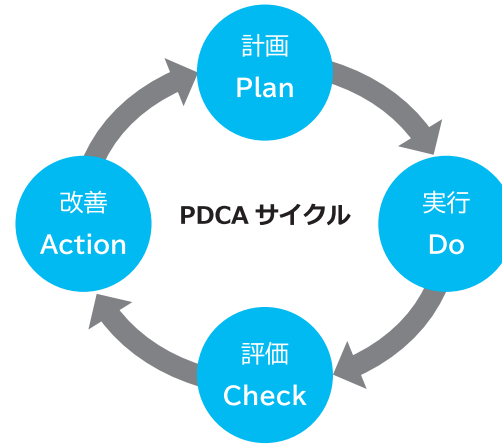
推進体制

より着実に計画を推進するために、この計画の策定組織である「南魚沼市人権教育・啓発推進計画策定委員会」を母体とする外部組織として、「南魚沼市人権教育・啓発推進委員会」を設置し、この組織を中心に、関係機関・団体との連携を図ります。



進行管理

計画の進行管理にあたっては、「計画（Plan）」に基づく方策や具体的事業の確実な「実行（Do）」、市民アンケートや外部組織の視点を踏まえた、進捗状況の「評価（Check）」、次の実行（Do）に向けた「改善（Action）」のPDCAサイクルの手法による進行管理を行い、優先度の精査や重点化を図りつつ、効果的かつ効率的な運用に努めます。



相談体制

人権に関するさまざまな相談について、関係機関・団体と密接な連携・協力を図りながら、プライバシーの保護に十分に配慮しつつ迅速かつ的確に対応できる相談体制の充実を図ります。

電話での人権相談

相談先	電話番号	開設時間
人権相談	025-772-2164（法務局南魚沼支局内）	月～金曜日（平日）8時30分～17時15分
女性の人権ホットライン	0570-070810	月～金曜日（平日）8時30分～17時15分
子どもの人権110番	0120-007-110	月～金曜日（平日）8時30分～17時15分
みんなの人権110番	0570-003110	月～金曜日（平日）8時30分～17時15分
外国人権相談ダイヤル	0570-090911	月～金曜日（平日）9時～17時
法テラス新潟	0570-078328	平日9時～21時 土曜日9時～17時

窓口での各種相談

相談先	電話番号	開設時間
新潟県弁護士会法律相談	025-222-5533	月～金曜日（平日）9時～17時
児童・障害者相談センター	025-770-2400（南魚沼地域振興局健康福祉環境部）	月～金曜日（平日）8時30分～17時15分
	025-381-1111（中央児童相談所）	夜間・休日（緊急時）
心の健康相談	025-772-8137（南魚沼地域振興局健康福祉環境部）	月～金曜日（平日）8時30分～17時15分
消費生活センター	025-772-2541（本庁舎南分館1階）	月～金曜日（平日）9時～16時
くらしのサポートセンターみなみ（生活相談）	025-773-6919（南魚沼市社会福祉協議会）	月～金曜日（平日）8時30分～17時

※相談先や相談内容によっては事前予約が必要となる場合があります。詳しくは各相談機関までお問い合わせください。

人権とは ～この計画について～

人が人らしく生きる権利、いのちと自由を確保し、幸せを求める権利、そして、すべての人が生まれながらに持つ権利、それが人権です。

わたしたちは、互いの人権を尊重し、一人ひとりがかけがえのない存在であることを認め合って暮らしています。しかし、社会のさまざまな場面で、人権が侵害される問題が生じており、一人ひとりの認識や行動が改めて問われています。

人権問題は、決して被害を受ける人々が存在することで起こるものではありません。人権問題は、差別や偏見など、人権を侵害する考えと行動によって起きるものです。このことをわたしたちは強く認識し、どのような場面に直面しても、自分と他者それぞれの人権について正しく理解し、互いを思いやり、誤った理解を正す勇気を持たなければなりません。

南魚沼市では、あらゆる差別や偏見を許さない人権尊重のまちづくりの実現に向け、平成26（2014）年に「南魚沼市人権教育・啓発推進計画」を策定し、人権教育と啓発を推進しています。

しかし、策定から6年を経て、人々の生活様式や価値観の多様化、情報化や国際化、自然災害の激甚化や感染症の世界的な蔓延など、わたしたちを取り巻く社会経済情勢は大きく変化しており、従来の人権課題への対応を強化するとともに、新たな人権課題により的確に対応できる教育と啓発を行うことが必要となっています。

このような状況を踏まえ、これからの南魚沼市が取り組む人権教育・啓発に関する施策の方向性を改めて示すため、「南魚沼市人権教育・啓発推進計画」の見直しを行うこととしました。

計画改定（見直し）にあたり、達成度を検証しました

この計画では、取組の進捗状況を市民アンケート調査*などによって把握・管理しており、平成26（2014）年度の計画策定時に、以下の2つの指標を計画期間の中間年までに達成する目標値として設定しました。

各取組の進捗状況や指標の達成状況などを踏まえ、今回の計画改定にあたり、2つの指標の目標値を改めて設定しました。また、計画改定を踏まえた取組をより着実に進めるため、計画期間を2年間延長し、令和3年度から令和7年度までの5年間を計画期間としました。

	平成25年度 基準値	平成30年度 目標値	令和元年度 実績値	令和7年度 目標値
指標1 人権問題への関心度の向上	22.9ポイント	27.7ポイント	26.7ポイント	27.7ポイント
指標2 市民の前向きな意向の醸成	63.7%	70%	77.3%	80%

*平成24（2012）年、令和元（2019）年にそれぞれ満18歳以上の市民2,000人を対象に実施



各分野における取組をさらに進めます

女性の人権



市民アンケート結果などを踏まえた課題

性別による固定的な役割分担の解消、男女共同参画とワーク・ライフ・バランスの推進、女性に対するあらゆる暴力の防止などが必要です。



- 男女共同参画社会に向けた学習機会の提供や啓発、教育の充実を図ります。
- 家庭・地域・職場・労働・市政における男女共同参画、女性活躍を推進します。
- DV^{※1}や虐待・暴力の防止と対策、被害者への支援、性差を踏まえた健康支援を推進します。

子どもの人権



市民アンケート結果などを踏まえた課題

虐待やいじめの未然防止、子どもや子育て家庭の地域全体での見守り、さまざまな年代のニーズに対応した相談・支援体制の充実などが必要です。



- 地域全体で子育てを支援し、子どもの人権が尊重されるまちづくりを推進します。
- 子どもの発達に応じた人権教育を推進します。
- いじめや子どもの人権侵害への適切な対応を推進します。
- 一人ひとりに応じた切れ目のない支援を推進します。
- 子どもの貧困対策を推進します。

高齢者の人権



市民アンケート結果などを踏まえた課題

高齢者が安心して暮らせるよう、災害への備えや特殊詐欺等の防止、地域で支えあう体制づくり、高齢者が経験や知識を活かせる仕組みづくりなどが必要です。



- 高齢者の人権が尊重され、安心して暮らせるまちづくりを地域全体で推進します。
- 認知症高齢者などの権利擁護の取組を推進します。
- 高齢者の雇用・社会参加の促進、学習機会の充実を図ります。
- 福祉サービスや相談体制、情報提供、災害時等の避難支援体制の充実と人材の育成を図ります。

障がい者の人権



市民アンケート結果などを踏まえた課題

障がい者の自立や地域での安定した生活の維持に向けた生活支援と、能力や適性に応じた就労支援、相談・支援体制の充実などが必要です。



- 障がい者の人権が尊重され、障がいの有無にかかわらず、ともに生きる社会づくりに取り組みます。
- 障がい者の就労支援、教育環境の充実を図ります。
- 障がい者の権利擁護の取組を推進します。
- 福祉サービスや相談体制、情報提供、災害時等の避難支援体制の充実と人材の育成を図ります。

外国籍等の人々の人権



市民アンケート結果などを踏まえた課題

互いの文化や生活習慣の違いを理解し、ともに尊重しあって暮らすための環境整備、相談・支援体制の充実などが必要です。



- 互いの違いを理解し、尊重しあえる多文化共生社会の実現に向け、教育・啓発を推進します。
- 外国籍等の人々が安心して暮らせるよう、相談・支援体制の充実を図ります。
- 誰もが暮らしやすい社会基盤の整備を推進します。
- 国際大学との連携を強化します。

同和問題



市民アンケート結果などを踏まえた課題

根拠のない差別や偏見による誤った理解と無関心、身元調査等の人権侵害につながる行動が問題解決の妨げになることを認識し、正しい理解と解決のための行動を促すことなどが必要です。



- 同和問題の解決に向けたすべての市民への教育・啓発、相談体制の充実と周知を推進します。
- 同和問題の解決に向けた行政による取組、関係機関や団体の職員等の資質向上を推進します。
- 同和問題の解決に向けた学校・家庭・社会教育と、企業等による取組への支援を推進します。

インターネットを介した人権侵害



市民アンケート結果などを踏まえた課題

知らないうちに加害者にならないよう、使い方のルールやマナーに関する教育・啓発、悪質な人権侵害の監視や改善指導の推進などが必要です。



- 情報モラルに関する正しい知識を深めるための啓発を推進します。
- 学校教育・家庭教育における情報モラル教育や、子どもたちを有害な情報から守る取組を推進します。
- 関連事業者や警察等の関係機関・団体との連携を図ります。

性的指向・性自認を理由とする人権侵害

市民アンケート結果などを踏まえた課題

性的指向^{※2}や性自認^{※3}、性的少数者（LGBT^{※4}）への差別や偏見を解消するための教育・啓発と、相談体制の充実などが必要です。



- 性的指向・性自認を理由とする人権侵害をなくすための啓発活動を推進します。
- 国や県などと連携して相談体制の充実を図ります。
- 性的指向・性自認を理由とした人権侵害に関する行政課題の把握と、市職員・教職員の資質向上に努めます。

感染症患者等の人権



市民アンケート結果などを踏まえた課題

新型コロナウイルス感染症、エイズ（後天性免疫不全症候群）やハンセン病など、感染症への誤った認識による差別や偏見の解消、感染症患者等の生活支援や相談体制の充実などが必要です。



- 感染症に関する正しい知識を深めるとともに、感染症に対応する従事者の人権に関する啓発を推進します。
- 感染症患者や元患者とその家族が利用しやすい相談体制の充実と生活支援を推進します。

その他さまざまな人権



市民アンケート結果などを踏まえた課題

さまざまな人権課題や、従来の考え方や行動では対応が難しい新たな人権問題についても正しく理解し、行動できる人権教育・啓発が必要です。



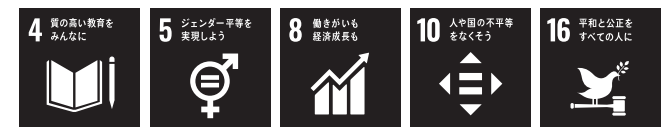
- 犯罪被害者やその家族、北朝鮮により拉致された被害者、アイヌの人々、刑を終えて出所した人、ホームレス、新潟水俣病被害者などの人権、人身取引、東日本大震災等に関する人権侵害や、新たな人権問題に対応できる教育・啓発を推進します。

※1 DV（ドメスティック・バイオレンス）：domestic violence の略。配偶者やパートナーなど親密な関係にある、またはあった人から振られる暴力
 ※2 性的指向：性的意識や恋愛感情がどのような対象に向かうのかを示す概念
 ※3 性自認：生物学的な性（からだの性）にかかわらず、一人ひとりがこの中で認識している性（こころの性）
 ※4 LGBT（エルジーピーティー）：L（レズビアン）、G（ゲイ）、B（バイセクシュアル）、T（トランスジェンダー）の頭文字を取った略称。レズビアン：こころの性が女性で、好きになる性が女性。ゲイ：こころの性が男性で、好きになる性が男性。バイセクシュアル：好きになる性が異性の場合も同性の場合もある人。トランスジェンダー：こころの性からだの性に違和感を持つ人。「性同一性障害」は、これにより社会的に支障がある状態

持続可能な開発目標 SDGs達成に向けた取組を進めます

SDGs[※]では「誰一人取り残さない」（No one will be left behind）がうたわれています。

南魚沼市では市の最上位計画「第2次南魚沼市総合計画 後期基本計画」にSDGsの要素が反映されており、この計画でもSDGsの17の開発目標すべてを見据えながら、特に右に示す5つに留意し、「誰一人取り残されることのない」まちづくりを目指します。



※SDGs (Sustainable Development Goals エスディーズ)：国際社会全体の2030年までの持続可能な開発目標

